

*****行政だより*****

産廃スクラム27（産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会）

産廃スクラム27は、広域にわたる産業廃棄物の不適正処理防止と良好な生活環境の確保、不適正処理発生後の迅速な対応、広報啓発活動の推進を目的としています。

このために、関東甲信越及び福島、静岡エリアの都、県及び政令市が、相互の情報交換、取締り等の連携、調査等の協力体制の強化に努めています。

（参加自治体）

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、横浜市、川崎市、横須賀市、新潟市、静岡市、浜松市、宇都宮市、長野市、相模原市、さいたま市、郡山市、いわき市、川崎市、船橋市、東京都

平成15年度全体会議

毎年1回の全体会議を、環境省、警察庁、海上保安庁をオブザーバーに迎えて6月6日（金）に都庁会議室で開催し、

- ・ 昨年度に引き続き、産業廃棄物収集運搬車両一斉合同調査を実施する
- ・ 硫酸ピッチの不法投棄撲滅に向けて、各都県市の連絡等具体的な活動を一層強化する

の2項目について決定、確認しました。

具体的な取組事例については9自治体から紹介があり、質疑応答、意見交換をとおして情報交換を行うとともに、不法投棄撲滅に向け一層協力していくことを確認しました。

また、環境省から、廃棄物処理法の改正等についての講演がありました。

産業廃棄物収集運搬車両の路上調査

6月25日（水）午前中、神奈川県、山梨県、横浜市、相模原市並びに東京都が、日本道路公団と警視庁の協力を得て、中央自動車道八王子本線料金所において産業廃棄物収集運搬車両の路上調査を行いました。

この調査は、収集運搬中の産廃車両について積荷、管理票等を確認し、産業廃棄物の収集運搬が適正に行われているかを調べるもので、産廃スクラム27の取組みの一環として行ったものです。

当日は豪雨の影響により車両の通行がまばらで、調査台数は8台と少なめでした。なお、不適正な収集運搬を行っていた車両はありませんでした。

また、調査にあわせて、東京都自動車公害監察員が本年10月1日からのディーゼル車規制開始に向けた広報活動を行いました。

【全体会議】



【路上調査】



(解説)

(産廃スクラム27：通称名)

「産廃スクラム27」は「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」の通称名であり、27は協議会を構成している自治体数を表している。

本年度、郡山市、いわき市、川崎市、船橋市の4市が新たに参加したことにより、これまでの「産廃スクラム23」が「産廃スクラム27」となった。

(ディーゼル車規制)

平成15年10月から、東京都環境確保条例によるディーゼル車の東京都内走行禁止規制が開始される。規制の主な内容は次のとおり。

- ・ 条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、都内（島部を除く）の運行が禁止される。（乗用車は対象外）
- ・ この規制に適合するためには、低公害な車に買いかえる 知事が指定した粒子状物質減少装置（DPF等）を装着するなどの対応が必要。
- ・ 条例に違反した場合は、運行禁止命令、さらには、運行責任者の氏名公表等の適用がある。

ディーゼル車規制のお問合せは：東京都環境局自動車公害対策部 ディーゼル車規制
総合相談窓口 電話 03-5388-3528